

第35回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年5月22日（月）午後1時30分
場 所 大田原市役所 3階 301・302会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
 - (2) 報告第2号 農地所有適格法人の設立について
 - (3) 議案第1号 農業経営改善計画の認定について
 - (4) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
 - (5) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (7) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (8) 議案第6号 非農地証明願について
 - (9) 議案第7号 令和9年度農林関係税制改正に関する要望について
- 5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	7番 植竹 裕子
8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一	10番 荒井 一夫
11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広	14番 古沢 成子
15番 屋代 幸子	16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝
- 6 欠席委員 6番 津久井 勝之
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか 7名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（4番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は15名であり、定足数を満たしております。ただいまから第35回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、5番 助川委員、7番 植竹委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の農業振興係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 4ページ、別冊資料説明2～3ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <追加配布資料説明 4-1～4-2ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に、議案第1号「農業経営改善計画の認定について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 5～32ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終了しましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 33～41ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。本議案中に、議事参与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

資料41ページ、貸借権設定の申請番号5-16について、3番秋本委員が議事参与に該当いたします。つきましては、秋本委員は退室願います。

<秋本 則夫委員退室>

議長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

貸借権設定の申請番号5-16について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり承認することといたします。審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。

<秋本 則夫委員入室>

議長 (荒井 一夫) つきまして、議案第2号の残りの案件について質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は9件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 42～44ページ、50ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。植竹委員。

現地調査担当委員(植竹 裕子) 7番植竹です。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、申請のあった9件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討した結果、許可することに問題はないと思えます。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 17番佐藤です。少し疑問がありまして、[]の関係ですけども、ここは実質は太陽光発電の関係ではないのかお尋ねしたいと思います。

事務局 []ですが、[]、こちらが太陽光の発電部分を設置している業者になります。[]につきましては、営農型ということで、太陽光の下で営農している団体になります。その[]の方が、農地所有適格法人ということで登記をしてあったのですが、自分のところで議決権を1株も持っておらず、親会社の[]が100%所有しているということで、子会社の方にも議決権を過半は持たせなさいということで指導はしてきたのですが、そのまま移動させるのは難しいということで、3条の解除条件付きということで今回の申請が出て参りました。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 そうしますと、実際の経営はどういった経営がなされていますか。

事務局 []については、下の農地部分については[]が全て自分の会社で経営をしております。太陽光については、[]が経営をしておりますので、上と下で、農地部分だけはこの[]が耕作をするという形で経営をする形になります。機械などについても、全て[]が用意をいたしまして、機械を借りて耕作をしているような状況の団体になります。以上です。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 12番岩城です。今の件で質問ですが、今の話だと営農しているのは、営農型太陽光発電ということなので、営農しているのはこの耕作している団体ではなくて、その団体に対して議決権を持っている団体が営農しているという位置づけということでもいいでしょうか？

事務局 議決権を持っている団体については、太陽光の設置者である[]で、こちらが議決権を持っております。[]の議決権を100%持っております。[]については、その下の耕作の部分だけが[]で行っているような形になります。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 それは分かりますが、誰が営農しているのかという。

事務局 営農しているのは[]が営農しております。

岩城 善広委員 ということは、営農していない太陽光発電ということになってしまふような気がするのですが。上と下の団体が違うのであれば、営農型太

陽光発電という言葉にならないような気がするんです。一つの団体がやるから営農型太陽光発電であって、違う組織でやっているなら営農型太陽光発電にならないという気がするんですが。通らないはずなのではないかという気がします。

事務局 確認させていただきます。

議長 (荒井 一夫) それでは、ただいまの回答につきましては、少し時間がかかりそうなので途中経過の中で説明するというところでよろしいですか。

<はい、という声複数あり>

議長 (荒井 一夫) それでは、わかり次第採決をするということで、議案第3号の採決を延期し、議案第4号に入ります。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 45 ページ、別冊資料説明 4～5 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。植竹委員。

現地調査担当委員 (植竹 裕子) 7番植竹です。農地法第4条の規定による許可申請について、5月20日、現地調査班第2班、津久井委員、古沢委員、植竹と事務局で現地を確認してまいりましたのでご報告いたします。

南金丸地内の申請番号2です。現地状況は道路より土地が低いため、雨水の流入や農業機械の乗り入れが不便なため、盛り土し、農地改良を行う一時転用です。表土戻しは該当地内を利用するため、周辺農地への影響はないものと思われまます。転用計画に問題はないものと確認いたしました。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号については、許可相当として栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

それでは、議案第3号の説明の方に戻ります。

事務局 先ほど岩城委員からありました、上と下で業者が違うのではないかとということですが、上は太陽光発電、下は営農ということで、営農型太陽光ということで、あくまでも上と下の業者が一緒ではなくても良いということ

になっておりますので、上は太陽光発電を設置した業者が太陽光発電をし、下は下で農地の栽培をすることについては何も問題ないということであり
ます。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 これは誰が、下の人が申請するんですか。上の人が申請するのか
下の人が申請するのか、どういう主体でこういうものが成り立っているの
か、何かよくわかりにくいと思うんですが。

事務局 営農型太陽光については、申請は別々にしてあります。上で太陽光発電
するものについては5条申請で出てきておりまして、下の方の農地の貸し
借りの部分については3条で出てきておりますので、別々に申請はされて
おります。もし下の方が農地の所有者がそのまま耕作するというものであ
れば3条も何も出てきませんので、5条の部分だけになります。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 下の人が止めてしまったらどうになってしまうのですか。

事務局 下の人が止めると、営農型太陽光の条件が揃わないので、本来であれば
撤去という形になってしまいます。あくまで、太陽光を設置して下で営農
するというのが条件ですので、その時に収量についても2割以内の減収で
営農しなさいということが決まっておりますので、下で営農をしても
耕作放棄地のような状況になれば、太陽光自体を撤去しなさいという話な
ってしまいますので、耕作はしなくてはならないということになっており
ます。

岩城 善広委員 すみません、私の勉強不足でした。ありがとうございました。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 当時最初に上がってきた時にも色々な法人が出てきて、その権利
関係、法人とその資本の関係から見て、これは通るのかどうなのかという
疑問も確か総会の中で出ていた記憶があって、結局その指摘通りだったと
いう流れの認識をしています。他にも地上権の設定とか、また別の意図が
ある色々な法人が絡むので、そういった権利関係を守るのにそういったこ
とをやるのは理解できるんですけども、色々なそういった権利関係が発生
しているので、それらの整合性全て確認は取れた上で議案が上がっている
のかどうか、確認として回答をお願いします。

事務局 営農型太陽光ということではなくて、農地所有適格法人についてですが、
農地所有適格法人については4要件全て揃っているというのを確認した上
で総会に上げております。その中で、この []
と [] の関係については、親会社と子会社の関係にあり
まして、当初、太陽光を設置している []
が営農をする予定だったようなんですが、実際に許可を取る時点では []

が営農するというので、子会社の方で営農をするということで決めて総会に諮っているようです。ですので、その時の条件としては揃っていたと。その後に議決権が全てに移ってしまったので、の方で議決権を持っていないので、農地所有適格法人としての4要件を満たしていないということで、農業委員会で再三にわたり指導してきたようなんですが、どうしても移動できないということで、去年そのような話がありまして、今年の4月に3条の解除条件付きに変更するというので、の方から事務局に書類が上がって参りました。ですので、一応総会にかけの前には、この法人が適切かどうかというのは、事務局の方で審査をしている形になります。以上です。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 そうするとその話の流れの、私もちょっと実際その受け人がどちらだったかというのは忘れてしまったのですが、今の説明だとが借受人になっていたという流れで、今回借り換えをするという形だとは思いますが、そうすると本来であれば、この3条許可の取り消しをするというのも一つ必要な手続きにはならないのでしょうかという質問ですが、そちらについてはいかがでしょうか。

事務局 農地の方の賃貸については、が公社を通して賃貸を結んでおりました。3条の解除条件付きになった時点で、公社の方が解約となりまして、3条の解除条件付き貸借が結ばれたということになります。それで、こちらの方から総会終わりましたら解除されましたということで、公社の方には書類が届くようになっております。以上です。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 ではあらためて、地主と今上がっているが解除条件付き特約の賃貸借契約を結ぶという形で上がっていて、この解除条件というのは、おそらく営農を続けるという内容でよろしいでしょうか

事務局 内容につきましては、公社を通して賃貸借をしていましたが、法人として農地所有適格法人にも該当しないということなので、適格法人をやめて3条の解除条件付き賃貸借を新たに結ぶということで、耕作自体には何ら変更をするものではありません。以上です。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 ありがとうございます、流れは理解できました。あと最後にも一つですが、この関連した法人も含めてですが、今後更に追加で申請してくる可能性というのはあるのかどうか、肌感でどうなのかというのを聞かせてください。

事務局 につきましては、賃貸借が何件かに

分かれているかと思いますが、1件でまとめなかったというのは、次にまた営農型太陽光を申請する予定があるということで、順番的にこういう何個かに分けた形で申請を次から次に出していきますよということは窓口で言われておりましたので、一括で申請をしなくてもいいですかということでこちらに確認があったものですから、太陽光をやるという意向であるということを確認したので、別々に出してもいいということで事務局ではお話をさせていただきましたので、この後また営農型太陽光が出てくる予定となっております。以上です。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 最初に上がった時の懸念点がそのまま問題としてこうして出てきているので、次にまた出てくる時には、権利関係とか色々要件を慎重に判断してという風になるのかと思いますので、その時は改めてお知らせいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 太陽光につきましては条件がかなり変わっておりますので、国の方も随分太陽光の条件が変わるということで県の方から連絡をいただいておりますので、太陽光が出てきた時には慎重に審査をして総会にかけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長 (荒井 一夫) 新聞紙上でもご存知のように、かなり国県からの流れでは過程が厳しくなる、場合によっては撤去勧告もするというような話がいま国県の方ではあるようです。こういった場所で採択する場合にも、かなり要件が厳しくなっておりますので、今出ているような問題にならないような対応にはなっていくのかという風には思っています。

議長 (荒井 一夫) それでは、他に質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<委員13名起立>

議長 (荒井 一夫) 賛成多数と認めます。

議案第3号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 46～47 ページ、別冊資料説明 6～15 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。植竹委員。

現地調査担当委員 (植竹 裕子) 7番植竹です。農地法第5条の規定による許可申請について、現地調査の結果を報告させていただきます。

北金丸地内、申請番号6です。転用目的は一般住宅です。現地の方は畑でしたが、作物は栽培されておりませんでした。周辺は道路、宅地、水路

となっております、周辺農地への影響はないものと思われま

す。
前田地内、申請番号7です。転用目的は一般住宅で、現地は畑で適正に管理されておりました。北側に農地はありますが、ブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております、周辺への影響はないものと思われま

した。
湯津上地内、申請番号8です。転用目的は住宅の進入路の拡張ということで、現地は畑で農地として適正に管理されておりました。造成は砂利敷きとし土羽を設置するため、農地への影響はないと思われま

す。
下石上地内、申請番号9です。転用目的は、仮事務所、駐車場それから集合場所を設ける一時転用です。現地は大型倉庫等の計画がある場所に隣接し、北側は道路です。周辺農地への影響はないものと思われま

す。
最後に、町島地内、申請番号10です。転用目的はライスセンター建設です。現地は田んぼで多少草が伸びている状態でしたが、申請地以外に農地は残りますが、隣接する農地は[]が賃貸借を予定しているということなので、周辺農地への影響は少ないと思います。

申請番号6から10の5件について、転用計画に問題はないものと確認いたしました。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を上程します。

申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明48～49ページ、別冊資料16～25ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。植竹委員。

現地調査担当委員(植竹 裕子) 7番植竹です。非農地証明願についてご報告いたします。

堀之内地内の申請番号5、こちらについては道路買収に伴う法面として残され、少量の土地が残って利用されなくなっています。

次に堀之内地内の申請番号6です。同じ申請番号の道路の反対側に隣接する場所で、駐車場として利用されて20年以上経過しているということ

でした。

次に両郷地内の申請番号7です。現地は住宅が建設され、長年利用されていましたが、現在は空き地になっていました。

次に大輪地内の申請番号8です。現地は住宅と共に塀に囲まれ、宅地の一部として利用されておりました。

奥沢地内の申請番号9です。昭和44年頃に物置を建設し、庭と共に利用していましたが、同じ場所に建物を建て替え、非農地になって20年以上経過しておりました。

以上、申請番号5から9の5件について、証明することに問題はないと思われま。以上です。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第7号「令和9年度農林関係税制改正に関する要望について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 <口頭説明>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、事務局説明のとおり、今年度の要望は提出しないことに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号は、今年度は提出しないことといたします。

議 長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願います。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) ないようなので、以上で第35回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時41分 閉会